

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続
局名	医薬・生活衛生局

I. 飲食店営業等の許可等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 営業許可の申請

① 手続の概要

飲食店営業等を営もうとする者は、営業所所在地を管轄する都道府県知事等（都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長。以下同じ。）に対して、営業許可の申請を行う。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(2) 営業許可の更新の申請

① 手続の概要

食品衛生法第 52 条第 1 項の規定による営業許可を受けた者が、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合は、営業所所在地を管轄する都道府県知事等に対して、営業許可の更新申請を行う。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(3) 許可営業者の申請事項の変更の届出

① 手続の概要

食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受けた者が、許可申請書に記載した事項に変更があったときに、変更があった旨を営業所所在地を管轄する都道府県知事等に対して届け出る。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(4) 許可営業者の地位の承継の届出

① 手続の概要

食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受けた者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可営業者の地位を承継した旨を都道府県知事等に対して届け出る。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(5) 動物の飼養又は収容の許可に係る申請

① 手続の概要

都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養又は収容しようとする者は、その施設の所在地の都道府県知事等に対して、許可の申請を行う。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

（1）営業許可の申請

オンラインシステムの整備等により以下の項目の見直し等について実施等を行い、作業時間の20%削減を図っていく。

- ・ 営業許可申請等に関するオンラインシステムを整備し、申請等のオンライン化を推進する。平成 30 年度からオンラインシステムの開発に着手し、平成 31 年度中にシステム開発を終了した後、2020 年度から運用を開始する。なお、オンラインシステムの開発に当たっては、真正性・本人確認の要否を含めて検討する。
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可等は、自治事務であるため、地方自治体が行っている。したがって、施設基準・申請様式については条例で定めるとされていることから、自治体ごとにばらつきが発生している。このため、食品衛生法を改正し、施設基準については、省令で参酌すべき基準を示し、標準化の取組を進める。申請様式については、国において示した施設基準に基づいてオンラインシステムでの申請事項を設定することにより標準化の取組を進める。
- ・ 申請への処分について、「ローカル・ルール」が問題となっている場合には、引き続き必要に応じ、その実態の把握に努める。
- ・ 審査基準の公表、標準処理期間の設定・公表、処理期間の短縮について、必要に応じ、その実施を検討するよう地方自治体に働きかける。

なお、上記の目標を達成するに当たっては、システム開発及び条例改正を伴うものであることから、取組期間は5年とする。また、申請のオンライン化等の推進等に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

（2）営業許可の更新の申請

オンラインシステムの整備等により以下の項目の見直し等について実施等を行い、作業時間の20%削減を図っていく。

- ・ 営業許可申請等に関するオンラインシステムを整備し、申請等のオンライン化を推進する。平成 30 年度からオンラインシステムの開発に着手し、平成 31 年度中にシステム開発を終了し、2020 年度から運用を開始する。なお、オンラインシステムの開発に当たっては、真正性・本人確認の要否を含めて検討する。
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可等は、自治事務であるため、地方自治体が行っている。したがって、施設基準・申請様式については条例で定めるとされていることから、自治体毎にばらつきが発生している。このため、食品衛生法を改正し、施設基準については、参酌すべき基準を示し、標準化の取組を進める。申請様式については、国において示した施設基

準に基づいてオンラインシステムでの申請事項を設定することにより標準化の取組を進める。

- ・ 申請への処分について、「ローカル・ルール」が問題となっている場合には、引き続き必要に応じ、その実態の把握に努める。
- ・ 審査基準の公表、標準処理期間の設定・公表、処理期間の短縮について、必要に応じ、その実施を検討するよう地方自治体に働きかける。
- ・ オンライン手続における真正性・本人確認、地方自治体における相談対応体制の在り方について、検討を行う。

なお、上記の目標を達成するに当たっては、システム開発及び条例改正を伴うものであることから、取組期間は5年とする。また、申請のオンライン化等の推進等に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

(3) 許可業者の申請事項の変更の届出

オンラインシステムの整備等により以下の項目の見直し等について実施等を行い、作業時間の20%削減を図っていく。

- ・ 営業許可申請等に関するオンラインシステムを整備し、申請等のオンライン化を推進する。平成30年度からオンラインシステムの開発に着手し、平成31年度中にシステム開発を終了し、2020年度から運用を開始する。なお、オンラインシステムの開発に当たっては、真正性・本人確認の要否を含めて検討する。
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可等は、自治事務であるため、地方自治体が行っている。したがって、施設基準・申請様式については条例で定めるとされていることから、自治体毎にばらつきが発生している。このため、食品衛生法を改正し、施設基準については、参酌すべき基準を示し、標準化の取組を進める。申請様式については、国において示した施設基準に基づいてオンラインシステムでの申請事項を設定することにより標準化の取組を進める。
- ・ オンライン手続における真正性・本人確認、地方自治体における相談対応体制の在り方について、検討を行う。

なお、上記の目標を達成するに当たっては、システム開発及び条例改正を伴うものであることから、取組期間は5年とする。また、申請のオンライン化等の推進等に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

(4) 許可業者の地位の承継の届出

オンラインシステムの整備等により以下の項目の見直し等について実施等を行い、作業時間の20%削減を図っていく。

- ・ 営業許可申請等に関するオンラインシステムを整備し、申請等のオンライン化を推進する。平成30年度からオンラインシステムの開発に着手し、平成31年度中にシステム開発を終了し、2020年度から運用を開始する。なお、オンラインシステムの開発に当たっては、真正性・本人確認の要否を含めて検討する。
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可等は、自治事務であるため、地方自治体が行っている。したがって、施設基準・申請様式については条例で定めるとされていることから、自治体毎にばらつきが発生している。このため、食品衛生法を改正し、施設基準については、参酌すべき基準を示し、標準化の取組を進める。申請様式については、国において示した施設基準に基づいてオンラインシステムでの申請事項を設定することにより標準化の取組を進める。

- ・ オンライン手続における真正性・本人確認、地方自治体における相談対応体制の在り方について、検討を行う。

なお、上記の目標を達成するに当たっては、システム開発及び条例改正を伴うものであることから、取組期間は5年とする。また、申請のオンライン化等の推進等に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

(5) 動物の飼養又は収容の許可に係る申請

実際に申請を受理する地方自治体に対して、手続の実態や簡素化要望等の聞き取りを行い、平成30年度に手続の簡素化を図ることを目的とし、他法令に基づく申請と重複する箇所については、当該申請を受理する部署と情報共有を図り、申請者の負担を減らすことを推奨する旨通知を平成31年3月に発出。今後、地方自治体における手続の実態や簡素化要望等を踏まえ、引き続き作業時間の20%削減を図っていく。なお、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

- ・ 申請に当たり、過剰な資料提出を求めないようにすることや曖昧な記載の見直しを行うことによる添付書類の簡素化・明確化について検討する。
- ・ 申請のオンライン化や郵送による申請を可能とすることについて検討するとともに、本人確認のあり方について、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日e-ガバメント閣僚会議決定）に基づく議論を踏まえた見直しを検討する。
- ・ 申請様式について、統一的な様式を示すこと等を通じて、記載に迷うような曖昧な表現を見直し、記載事項の明確化を行うことによる事業者の負担軽減を図り、地方自治体の窓口において記載事項の確認・修正事項が減ることによる処理期間の短縮を図る。
- ・ 審査基準の公表、標準処理期間の設定・公表を図る。

また、申請への処分について、「ローカル・ルール」が問題となっている場合には、必要に応じ、その実態の把握に努める。

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 営業許可の申請

年間申請件数が多く、また、事業者から簡素化の要望が強いため。

(2) 営業許可の更新の申請

年間申請件数が多く、また、事業者から簡素化の要望が強いため。

(3) 許可営業者の申請事項の変更の届出

年間申請件数が多いため。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 営業許可の申請

選定した事業者ヒアリングを行い、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間、施設検査に要する時間、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間を集計し、これらの平均時間により年間の総作業時間をコスト計測する。

なお、オンライン化等により、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間が削減され、

また、施設基準・申請様式の統一化により、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間が削減されることが見込まれる。

コスト計測は、地方自治体の食品衛生関係の業務が比較的繁忙になる夏期に実施する。

(2) 営業許可の更新の申請

選定した事業者ヒアリングを行い、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間、施設検査に要する時間、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間を集計し、これらの平均時間により年間の総作業時間をコスト計測する。

なお、オンライン化等により、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間が削減され、また、施設基準・申請様式の統一化により、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間が削減されることが見込まれる。

コスト計測は、地方自治体の食品衛生関係の業務が比較的繁忙になる夏期に実施する。

(3) 許可営業者の申請事項の変更の届出

選定した事業者ヒアリングを行い、届出に当たっての事前準備に要する時間、届出書類等の作成等に要する時間、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間を集計し、これらの平均時間により年間の総作業時間をコスト計測する。

なお、オンライン化等により、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間が削減され、また、施設基準・申請様式の統一化により、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間が削減されることが見込まれる。

コスト計測は、地方自治体の食品衛生関係の業務が比較的繁忙になる夏期に実施する。

3. コスト計測結果

(1) 営業許可の申請

492 分（申請 1 件当たりの事業者の作業時間）× 303,154（年間件数）
＝149,151,768 分（当該手続に関する年間総作業時間）

(2) 営業許可の更新の申請

325 分（申請 1 件当たりの事業者の作業時間）× 274,911（年間件数）
＝89,346,075 分（当該手続に関する年間総作業時間）

(3) 許可営業者の申請事項の変更の届出

169 分（申請 1 件当たりの事業者の作業時間）× 213,252（年間件数）
＝36,039,588 分（当該手続に関する年間総作業時間）

※平成 29 年度の結果を維持

Ⅱ. 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設許可の申請等

① 手続の概要

興行場、旅館、公衆浴場等の開設しようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。理容所、美容所、クリーニング所を開設しようとする者は、都道府県知事等に届け出なければならない。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(2) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設後の変更届

① 手続きの概要

理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の営業者は、申請事項等を変更しようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならない。

② 電子化の状況

原則、電子化は行われていない。

(3) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の廃止届

① 手続きの概要

理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の営業者は、営業廃止しようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならない。

② 電子化の状況

原則、電子化は行われていない。

(4) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の地位承継の申請等

① 手続きの概要

理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の営業者の地位を承継した者は、都道府県知事等に申請等を行わなければならない。

② 電子化の状況

原則、電子化は行われていない。

(5) 墓地、納骨堂の開設許可の申請

① 手続きの概要

墓地、納骨堂を開設しようとする者は、都道府県知事、市長又は特別区長の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(6) 墓地の開設後の変更許可の申請

① 手続きの概要

墓地の営業者は、墓地の区域を変更しようとするときは、都道府県知事、市長又は特別区長の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(7) 墓地の廃止許可の申請

① 手続の概要

墓地の営業者は、墓地を廃止しようとするときは、都道府県知事、市長又は特別区長の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設許可の申請等

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請等を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要である。このため、地方自治体に対して、以下の項目の見直し等について推奨し、作業時間の20%削減を図ることを依頼する事務連絡を、平成31年2月に発出した。

- ・ 許可申請等に当たり、過剰な資料提出を求めないようにすることや「その他必要な書類」といった曖昧な記載の見直しを行うことで、添付書類の簡素化・明確化を行うこと。
- ・ 電子メール又は郵送等による申請等を可能とすること。
- ・ 申請等様式について、記載に迷うような曖昧な表現を見直し、記載事項の明確化を行うことにより、事業者の負担軽減を図り、地方自治体の窓口において記載事項の確認・修正事項が減ることによる処理期間の短縮を図ること。
- ・ 審査基準の公表、標準処理期間の設定・公表を図ること。

また、地方自治体が利用しやすいものとなるよう、地方自治体の実態を十分に把握した上で、平成31年2月に標準様式を策定し、地方自治体に発出した。

申請等の処分に関し、「ローカル・ルール」の存在が問題となっている場合には、引き続き必要に応じ、その実態の把握に努める。

(2) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設後の変更届

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている性質上、実施をするか否かの判断は、実際に届出を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要である。このため、地方自治体に対して、以下の項目の見直し等について推奨し、作業時間の20%削減を図ることを依頼する事務連絡を、平成31年2月に発出した。

- ・ 届出に当たり、過剰な資料提出を求めないようにすることや「その他必要な書類」といった曖昧な記載の見直しを行うことで、添付書類の簡素化・明確化を行うこと。
- ・ 電子メール又は郵送等による届出を可能とすること。
- ・ 届出様式について、記載に迷うような曖昧な表現を見直し、記載事項の明確化を行うことにより、事業者の負担軽減を図り、地方自治体の窓口において記載事項の確認・修正事項が減ることによる処理期間の短縮を図ること。

また、地方自治体が利用しやすいものとなるよう、地方自治体の実態を十分に把握した上で、平成31年2月に標準様式を策定し、地方自治体に発出した。

(3) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の廃止届

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている性質上、実施をするか否かの判断は、実際に

届出を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要である。このため、地方自治体に対して、以下の項目の見直し等について推奨し、作業時間の20%削減を図ることを依頼する事務連絡を、平成31年2月に発出した。

- ・ 届出に当たり、過剰な資料提出を求めないようにすることや「その他必要な書類」といった曖昧な記載の見直しを行うことで、添付書類の簡素化・明確化を行うこと。
- ・ 電子メール又は郵送等による届出を可能とすること。
- ・ 届出様式について、記載に迷うような曖昧な表現を見直し、記載事項の明確化を行うことにより、事業者の負担軽減を図り、地方自治体の窓口において記載事項の確認・修正事項が減ることによる処理期間の短縮を図ること。

また、地方自治体が利用しやすいものとなるよう、地方自治体の実態を十分に把握した上で、平成31年2月に標準様式を策定し、地方自治体に発出した。

(4) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の地位継承の申請等

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請等を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要である。このため、地方自治体に対して、以下の項目の見直し等について推奨し、作業時間の20%削減を図ることを依頼する事務連絡を、平成31年2月に発出した。

- ・ 許可申請等に当たり、過剰な資料提出を求めないようにすることや「その他必要な書類」といった曖昧な記載の見直しを行うことで、添付書類の簡素化・明確化を行うこと。
- ・ 電子メール又は郵送等による申請を可能とすること。
- ・ 申請等様式について、記載に迷うような曖昧な表現を見直し、記載事項の明確化を行うことにより、事業者の負担軽減を図り、地方自治体の窓口において記載事項の確認・修正事項が減ることによる処理期間の短縮を図ること。
- ・ 審査基準の公表、標準処理期間の設定・公表を図ること。

また、地方自治体が利用しやすいものとなるよう、地方自治体の実態を十分に把握した上で、平成31年2月に標準様式を策定し、地方自治体に発出した。

申請等の処分に関し、「ローカル・ルール」の存在が問題となっている場合には、引き続き必要に応じ、その実態の把握に努める。

(5) 墓地、納骨堂の開設許可の申請

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要である。このため、地方自治体に対して、以下の項目の見直し等について推奨し、作業時間の20%削減を図ることを依頼する事務連絡を、平成31年2月に発出した。

- ・ 許可申請に当たり、過剰な資料提出を求めないようにすることや「その他必要な書類」といった曖昧な記載の見直しを行うことで、添付書類の簡素化・明確化を行うこと。
- ・ 電子メール又は郵送等による申請を可能とすること。
- ・ 申請様式について、記載に迷うような曖昧な表現を見直し、記載事項の明確化を行うことにより、事業者の負担軽減を図り、地方自治体の窓口において記載事項の確認・修正事項が減ることによる処理期間の短縮を図ること。
- ・ 審査基準の公表、標準処理期間の設定・公表を図ること。

また、地方自治体が利用しやすいものとなるよう、地方自治体の実態を十分に把握した上で、平成31年2月に標準様式を策定し、地方自治体に発出した。

申請の処分に関し、「ローカル・ルール」の存在が問題となっている場合には、引き続き必要に応じ、その実態の把握に努める。

(6) 墓地の開設後の変更許可の申請

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要である。このため、地方自治体に対して、以下の項目の見直し等について推奨し、作業時間の20%削減を図ることを依頼する事務連絡を、平成31年2月に発出した。

- ・ 許可申請に当たり、過剰な資料提出を求めないようにすることや「その他必要な書類」といった曖昧な記載の見直しを行うことで、添付書類の簡素化・明確化を行うこと。
- ・ 電子メール又は郵送等による申請を可能とすること。
- ・ 申請様式について、記載に迷うような曖昧な表現を見直し、記載事項の明確化を行うことにより、事業者の負担軽減を図り、地方自治体の窓口において記載事項の確認・修正事項が減ることによる処理期間の短縮を図ること。
- ・ 審査基準の公表、標準処理期間の設定・公表を図ること。

また、地方自治体が利用しやすいものとなるよう、地方自治体の実態を十分に把握した上で、平成31年2月に標準様式を策定し、地方自治体に発出した。

申請の処分に関し、「ローカル・ルール」の存在が問題となっている場合には、引き続き必要に応じ、その実態の把握に努める。

(7) 墓地の廃止許可の申請

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要である。このため、地方自治体に対して、以下の項目の見直し等について推奨し、作業時間の20%削減を図ることを依頼する事務連絡を、平成31年2月に発出した。

- ・ 許可申請に当たり、過剰な資料提出を求めないようにすることや「その他必要な書類」といった曖昧な記載の見直しを行うことで、添付書類の簡素化・明確化を行うこと。
- ・ 電子メール又は郵送等による申請を可能とすること。
- ・ 申請様式について、記載に迷うような曖昧な表現を見直し、記載事項の明確化を行うことにより、事業者の負担軽減を図り、地方自治体の窓口において記載事項の確認・修正事項が減ることによる処理期間の短縮を図ること。
- ・ 審査基準の公表、標準処理期間の設定・公表を図ること。

また、地方自治体が利用しやすいものとなるよう、地方自治体の実態を十分に把握した上で、平成31年2月に標準様式を策定し、地方自治体に発出した。

申請の処分に関し、「ローカル・ルール」の存在が問題となっている場合には、引き続き必要に応じ、その実態の把握に努める。

(以上)